



# 令和3年4月から公民館、体育施設に指定管理者制度を導入します

●豊後大野市公民館、豊後大野市体育施設(以下、公民館等といいます。大原体育館は除きます。)



## 1 公民館等への指定管理者制度の導入について

### (1) 公民館等の管理運営が市直営から指定管理者へ

公民館等の管理運営については、現在、市が直営で行っていますが、令和2年6月の市議会第2回定例会において豊後大野市公民館設置条例及び豊後大野市体育施設条例の一部改正議案が可決され、令和3年4月から、指定管理者制度を導入することとなりました。

※導入に至った経緯につきましては2ページをご参照ください。

### (2) 「指定管理者制度」とは …

スポーツ施設・文化施設・社会福祉施設などの公の施設の管理運営は、市の出資団体(外郭団体)・公共団体・公共的団体にしか委託することができませんでしたが、平成15年9月2日に地方自治法が改正され、民間事業者・NPO法人・ボランティア団体などにも公の施設の管理運営を委託することができるようになりました。

これが「指定管理者制度」で、市が公の施設の管理運営を行わせるために指定した民間事業者などを「指定管理者」といいます。

指定にあたっては、応募があった民間事業者などから指定管理者の候補者を市が選定し、選定委員会の審議や市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

## 2 指定管理者が行う主な業務

### (1) 現在の公民館等(7館・17体育施設)の管理運営に係る業務が基本となります。

#### ①生涯学習の推進

(青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育、女性教育、人権教育等)

#### ②生涯スポーツ活動の推進、スポーツ施設の充実と利用促進等

#### ③施設管理と施設の利用許可(2ページの指定管理対象施設をご参照ください)

#### ④業務の連携

ア 教育委員会との連携

イ スポーツ関係団体との連携

ウ 生涯学習の連携(職員相互の連携)

エ 生涯スポーツの連携(イベントの共同開催)

オ 市図書館との連携



### (2) 公民館運営審議会、公民館クラブ、サークル活動、各地区スポーツ振興会等

①公民館クラブ・サークル活動は、引き続き今までどおりに実施。

②スポーツ振興会の事務局は各公民館の指定管理者職員が引き継ぎます。

③公民館運営審議会、スポーツ協会、スポーツ推進委員会等の事務局は今までどおり社会教育課にて実施。

④各公民館の運営を活性化することを目的に、公民館利用者・地域団体・学校の代表者等による連絡会を立ち上げ、地域のニーズを事業計画に反映します。

### 3 施設利用に関して変更はありません。

- ・施設利用時間
  - ・予約、申請、許可
  - ・使用料金
  - ・使用料の減免
  - ・休館、休業日
- 等

#### 指定管理者は

- ★豊後大野市の条例・規則・規程を遵守します。
- ★変更する場合は教育委員会の許可が必要となります。

**【施設利用者の守るべきルールも変わりません。】**

### 4 指定管理者制度導入のメリット

#### (1) 地域の特性に応じ、住民に密着した運営が可能

#### (2) 職員の継続性・専門性の向上、地域枠を越えた一体的な対応



##### ①継続性の向上

全ての職員が継続して社会教育分野に携わることにより、経験やノウハウが蓄積されます。

##### ②専門性の向上

指定管理者において、社会教育主事等の資格取得や研修受講が積極的に行われることにより、各公民館の専門性の向上が期待されます。

##### ③一体的な対応

指定管理者の職員は地域枠を越えた一体的な対応が可能となります。

#### (3) 管理運営費の柔軟な執行

指定管理者の予算の範囲内で柔軟な運用が可能、講座等の開催に柔軟な対応が可能となる。

##### ①少額な修繕は、事務手続きの簡素化により早急な対応が可能となります。

※金額の大きな修繕や改修等については、従前どおり市が責任を持って行います。

##### ②学習の場として必要な施設環境を確保します。

##### ③公民館図書室の利用しやすい環境を整備します。

#### (4) 教育委員会等との連携、多様な学習機会の提供

①教育委員会が生涯学習行政の司令塔という役割を果たしつつ、公民館との連携を深め、指定管理者の人材、スキル等を向上させ専門性を高めることにより事業の推進を図ることができます。

②大分県や他の自治体とのネットワークを活用して、生涯学習相談や生涯学習活動の指導者、人権問題講師団等の紹介を行い連携を図ります。

③多様な主体と連携した事業の一部を公民館において実施するなど、公民館において多様な学習機会を提供します。



### ●指定管理者制度の導入に至った経緯

○平成28年3月 豊後大野市公民館運営審議会から「公民館をどのように充実していくのか、行政職員の直営による運営から、指定管理を含めた検討をすることも必要である。地域の特性を活かせる自由な管理運営が行えたり、地域人材の活用、他地域からの新しい風を取り入れる可能性も検討に加えるべき。」との提言を受けました。

○平成28年10月 豊後大野市公民館運営方針を策定。公民館が社会体育の機能を有しており、生涯学習機能と不可分な関係にあることから、「公共施設の見直しに関する指針」及び「公民館運営審議会の提言」に基づき、公民館及び体育施設への指定管理者制度の導入について運営方針を策定しました。

○平成29年3月 支所・公民館整備計画自治委員説明会

○平成29年10月 支所・公民館整備計画説明会

○平成30年1月 公民館利用者整備計画説明会

○平成30年10月 豊後大野市公民館等の指定管理者制度導入に関する検討委員会設置

○平成31年3月 豊後大野市公民館等の指定管理者制度導入に関する基本方針策定

- 指定管理者制度を導入することにより、多様化する地域のニーズに、より効果的、効率的に対応した、地域に根ざした公民館として、継続性と専門性を持った体制を構築することができます。

- 公民館の運営管理を行うための諸計画の立案に地域住民が参画することにより、地域のニーズを取り入れた事業計画を立てるシステムの構築を図ることができます。

- 各公民館が行っているスポーツイベント等を各公民館で連携することにより、大型のスポーツイベント等の開催も可能となり、スポーツに親しむ機会の提供が拡大されて、スポーツ参画人口の拡大や健康長寿社会の実現等に取り組むことで地域の活性化に繋がるものと考えています。

- 指定管理の導入時期は支所及び公民館整備の工期等との整合性を図りつつ、指定管理者制度の導入時期をハード面とソフト面の両側面から最もスムーズに移行できる時期とします。

○令和2年6月 市議会第2回定例会において豊後大野市公民館設置条例及び豊後大野市体育施設条例の一部改正議案が可決され、公民館の整備工事も令和2年度内に終了する見込みとなったため、令和3年4月から、指定管理者制度を導入することとなりました。

### ●指定管理対象施設

公民館(7館)	体育施設(17施設)	
中央公民館	三重総合グラウンド 三重柔道場	サン・スポーツランドみえ 三重体育館
清川公民館	清川総合グラウンド	
緒方公民館	緒方総合運動公園 緒方米山グラウンド	緒方松山グラウンド 緒方南部グラウンド
朝地公民館	朝地グラウンド	朝地体育館
大野公民館	大野総合運動公園	
千歳公民館	千歳総合運動公園 千歳ゲートボール場	千歳テニスコート
犬飼公民館	犬飼総合グラウンド	犬飼体育館



### ●導入経過

1	募集要項等の公表(市ホームページ)	令和2年7月28日(火)から
2	公募説明会参加申込書の受付	令和2年8月14日(金)まで
3	公募説明会	令和2年8月18日(火)
4	予算議案の提出(令和2年第3回定例会)	令和2年9月 議会
5	質問書の受付期間	令和2年9月11日(金)まで
6	質問書への回答期限	令和2年9月18日(金)
7	指定申請書(提出書類)の提出期限	令和2年9月30日(水)
8	書面審査	令和2年11月2日(月)
9	選定委員会による面接審査、選定の実施	令和2年11月2日(月)
10	選定結果の通知	令和2年11月5日(木)
11	指定議案の提出(令和2年第4回定例会)	令和2年12月 議会
12	指定管理者の指定、告示	令和2年12月24日(木)
13	基本協定の締結	令和3年1月14日(木)
14	年度協定の締結	令和3年1月21日(木)
15	指定管理者による管理運営の開始	令和3年4月1日(木)

## 第3次豊後大野市総合教育計画 基本理念

「ふるさとを愛し、地域とともにシアワセな未来を拓く、たくましく、心豊かな豊後大野の人づくり」

豊後大野市教育委員会 社会教育課

